

欧州人権裁判所による社会権の保障

——規範内容の拡大とその限界——*

渡 辺 豊**

- I はじめに
- II 訴訟手続における社会権の包摂
- III 規範内容の社会的側面
- IV 規範内容の拡大による社会権の包摂
- V 結論

I はじめに

欧州人権条約の実施機関である欧州人権裁判所は、欧州人権条約の解釈適用において重要な地位を占めている。それは、判例による条約の発展的解釈¹⁾により欧州における人権保障が担保されていることにあると言えよう。しかしながら他方、欧州人権条約はいわゆる市民的政治的権利を中心に規定されており、いわゆる経済的社会的権利を規定した欧州社会憲章とは一線を画している。一般に知られているように、欧州人権条約は世界人権宣言を基礎として、同宣言を法的拘束力のある条約とするために欧州評議会の枠内で起草されたものであるが、国際的平面において同様の目的で起草された国際人権規約が二種類の規約として採択されたことと軌を同じくする。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第7巻第2号2008年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 本稿はFrédéric Sudre教授の指導の下、モンペリエ第一大学に2006年6月に提出したMaster Recherche論文「La dimension socio-économique dans la jurisprudence de la Cour européenne des Droits de l'Homme」の主要部分に、加筆修正を施したものである。

※※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 発展的解釈 (evolutive interpretation) あるいは動態的解釈 (dynamic interpretation) とは、条約の趣旨・目的を考慮し、条約の規定する権利をできる限り実効的に解釈しようとする方法である。

cf., Merrills (J.G.), *The development of international law by the European Court of Human Rights* (2nd edition), Manchester University Press, 1993, pp. 69-97 (esp. pp. 76-81); Ovey (C.) & White (R.), *The European Convention on Human Rights* (Third Edition), Oxford University Press, 2002, pp. 34-35.

筆者はこれまで社会権の国際的実施の問題を検討し、その一環として欧州における社会権の保障の一形態として欧州社会憲章における集団申立制度について検討を行ってきた²⁾。本稿は、そのような視角から欧州人権条約における社会権の保障の可能性を検討しようとするものである。

欧州人権条約は、いわゆる自由権を中心に規定されており、社会権としては第11条（集会及び結社の自由）において「労働組合を結成し及びこれに加入する権利」が明文で規定されているのみである。しかしながら、欧州人権裁判所の判例を概観してみると、そこには経済的社会的権利を包括的ではないにしても取り込もうとする動きが見られる。社会権が欧州人権条約の保護の範疇に含まれるとされた事例としては、古くは1979年のAirey事件³⁾を挙げることができよう。これはアイルランドにおいて離婚をするための法的手続が煩雑であることなどを理由に第12条（婚姻の権利）違反を主張したものであるが、欧州人権裁判所は「（欧州人権条約は）本質的に市民的・政治的権利を言明しているが、そこには経済的・社会的延長を有しているものもある⁴⁾」として、社会権がその埒外にあるわけではないことを明示している。かくして、同判決は欧州人権条約の枠内では自由権と社会権の間に堅牢な壁（cloison étanche）が存在するわけではない⁵⁾ことを明確にしたものである。このような自由権と社会権の相互依存的性格は、後の判例においてさらに明確に見られるようになってきている。その点は、社会保障に関する裁判所判例によって、それらを欧州人権条約の適用範囲に含みうる可能性を示唆するものである⁶⁾。

社会権を中心に規定する欧州社会憲章と併せて、欧州における社会権の実効的実施の動きを、欧州人権裁判所の判例から検討することが、本稿の目的である。

2) 拙稿「社会権の実効性確保における実施措置の意義と役割」『一橋法学』第4巻2号（2005年）、629頁。

3) *Airey c. Irlande*, 9 octobre 1979, n° 6289/73, Série A. n° 32 ; Sudre (F.), Marguénaud (J.-P.), Andriantsimbazovina (J.), Gouttenoire (A.), Levinet (M.), *Les grands arrêts de la Cour européenne des Droits de l'Homme* (3^e éd.), P.U.F., 2005 [以後、GACEDHと略記], n° 2.

4) *Ibid.*, para. 26.

5) *Ibid.*, para. 26.

6) Sudre (F.), « La protection des droits sociaux par la Cour Européenne des Droits de l'Homme : Un exercice de « Jurisprudence Fiction » ? », RTDH 2003, p. 755.

具体的には、以下三点について検討を行うことでこの点を明らかにしようとするものである。第一に、第6条（公正な裁判を受ける権利）の文脈において、社会権に関連する訴訟に対する手続的要求として、欧州人権裁判所が自らの権限を拡大してきたことが指摘できる。ただしこのことは、問題となる権利そのものを規範内容として裁判所が認めたものではないことに留意する必要がある（Ⅱ）。第二に、従来からの規定の内実を経済的社会的要素を加味して判断する場合が見られる。これは特に第8条（私生活、家族生活の保護）や第11条を扱う事例で見られる。ただしここにも内在的な制約が存在するため、規範内容の拡大にも一定の限界があることが指摘できる（Ⅲ）。第三に、従来の権利の規範内容を大幅に拡大して実質的に社会権を包摂する動きとして、第14条（差別禁止）および第1議定書第1条（財産権）を基礎とした主張が見られており、近年の判例では、これらの規定を援用して多くの経済的社会的権利についての条約違反が認定されている（Ⅳ）。これらのそれぞれについて、その概略を検討して、その意義及び問題点を明らかにすることにより、欧州人権条約の枠内での社会権の保障の可能性及びその限界を明らかにする。

Ⅱ 訴訟手続における社会権の包摂

1 予備的考察

欧州人権条約は前述のとおり、専ら市民的政治的権利の保障を目的とした地域的人権条約であり、1986年のJohnston事件でも述べられているように、発展的解釈であったとしても「当初より規定されていない権利を保障しうるものではない⁷⁾」。ただし、欧州人権裁判所は条約の解釈適用においてその規範内容を拡大してきており、それによって当初の想定にはなかった権利についても実質的に条約の保護を及ぼしてきている。その点は、例えば前述のAirey事件において第12条（婚姻の権利）に条文では明記されていない離婚の権利が含まれると判示されたことでも明らかである。ここでは、まず第6条1項に規定されている手続的権利としての「公正な裁判を受ける権利」の関連において社会権がどのように受容

7) *Johnston et autres c. Irlande*, 18 décembre 1986 (Cour plénière), n° 9697/82, Série A, n° 112, para. 53 ; GACEDH, n° 47.

されてきたかについて裁判所の判例を検討する。

ここでの議論は以下のように要約することができる。第一に、欧州人権条約第6条1項に規定されている公正な裁判を受ける権利の解釈に際して、その適用可能性の一つの要件であるところの「民事上の権利」が、いわゆる「自律的意味⁸⁾」によって広範な意味が付与されている。そこでは、国内法においては行政訴訟あるいは公法に関わる訴訟においても、条約第6条1項に定める手続的保障が求められるようになってきている。この点は、特に社会保障に関する行政上あるいは国内裁判所（あるいは、類似の機能を有する行政機関の決定）における争いにおいて条約第6条1項の適用範囲を実質的に拡大するものであり、その結果として社会権もその対象に包含しうるものである。

第二に、公務員の年金支給に関する訴訟手続においては、国家は国家権力を行使する公的な団体ではなく、民間の保険会社のような義務の相手方として解することができるために、国家が義務の名宛人となっていることが第6条の適用を自動的に除外することにはならないことが、判例上からも認められるようになってきている。

第三にしかしながら、これらの判例における規範内容の拡大は社会権をそれ自体として実体的側面から保障するものではなく、あくまでもその保障は手続的側面に留まるものであることにも留意する必要がある。

まず予備的な考察として欧州人権条約第6条に定められている規範内容を確認していくことにする。

欧州人権条約第6条1項は、公正な裁判を受ける権利を定めており、その適用

8) 自律的意味 (autonomous meaning) とは、条約中の文言の解釈に際して、国内法で通常用いられている意味とは異なる特有の意味を与える解釈方法である。cf., Harris (D.J.), O'Boyle (M.), Warbrick (C.), *Law of the European Convention on Human Rights*, Butterworths, 1995, pp. 16-17 ; Merrills, *supra* note 1, pp. 106-109 ; Ganshof van der Merssch (M. J.), « Le caractère « autonome » des termes et la « marge d'appréciation » des gouvernements dans l'interprétation de la Convention européenne des Droits de l'Homme », in Matscher (F.), Petzold (H.) (eds.), *Protecting human rights : the European dimension : studies in honour of Gérard J. Wiarda*, C. Heymann, 1988, pp. 201-220 (notamment pp. 202-206) ; Sudre (F.), *Droit européen et international des droits de l'homme*, 8^e édition revue et augmentée, P.U.F., 2006, p. 234. 戸田五郎「欧州人権裁判所による欧州人権条約の解釈」『国際人権』第11号（2000年）、17頁。

対象として「民事上の権利及び義務の決定」または「刑事上の罪の決定」を規定している⁹⁾。この「刑事上」「民事上」という区分は、各国の国内法上の概念に依拠するものではなく、その判断は終局的には裁判所に属すると考えられている。具体的には、「民事上」という概念については1978年のKönig事件¹⁰⁾においてその自律性が認められており、同様に「刑事上」という概念については1976年のEngel事件¹¹⁾によってその自律性が認定されている¹²⁾。条約の起草過程からは、いわゆる行政訴訟は本条の対象ではないとされており、行政訴訟の多くは欧州人権条約による保障の対象外であったが、裁判所の判例は、この区分を乗り越えて、様々な訴訟における手続的保障として本条を広く適用してきている¹³⁾。この文脈において、社会権の一つとして社会保障の権利に関する訴訟における手続的保障が第6条の解釈として要請されるようになってきており、そこにおける違反が認定される事例が見られるようになっている。

2 第6条との関連における社会権の保障

1) 社会保障を受ける権利

第6条との関連で社会権が取り扱われるようになる先駆となったのが、1987年のFeldbrugge対オランダ事件¹⁴⁾およびDeumeland対西ドイツ事件¹⁵⁾である。前者では、疾病手当の支給を打ち切られたことについて、オランダ国内の行政訴訟

9) 第6条1項は以下の通り規定する。

「すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立のかつ公平な裁判所による妥当な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する。」(以下略；下線は筆者による)

本稿中の条文の日本語訳については松井芳郎他編『国際人権条約・宣言集(第3版)』(東信堂、2005年)を参照した。

10) *König c. RFA*, 28 juin 1978, n° 6232/73, Série A. n° 27 ; GACEDH, n° 4.

11) *Engel c. Pays-Bas*, 8 juin 1976, nos. 5100/71 ; 5101/71 ; 5102/71 ; 5354/72 ; 5370/72, Série A. n° 22 ; GACEDH, n° 4.

12) 戸田五郎「欧州人権条約第六条における『民事上の権利及び義務』の解釈に関わる欧州人権裁判所判例の検討」『産大法学』第40巻3・4号(2007年)、473-515頁。

13) このような訴訟手続における「刑事」あるいは「民事」という概念が自律的意味を有することについては、自由権規約においても同様に確認されている。Nowak (M.), *U.N. Covenant on Civil and Political Rights : CCPR Commentary* (2nd revised edition), N.P. Engel, 2005, p. 314. ; Human Rights Committee, General Comment No. 13, paras. 2-5 (*U.N. Doc.*, HRI/GEN/1/Rev. 7, pp. 135-136 (12 May 2004)).

で救済が得られなかったことについて、第6条違反を申立てたものである。また後者の事例においては、西ドイツにおける寡婦年金の支給が問題となった国内訴訟における第6条違反を主張したものである。

かかる申立に対して前者の事例に関してオランダ政府は、国内法では疾病手当に関する紛争は行政裁判に属しており、そのことから第6条は適用できないと主張した。

裁判所はそれに対して、まず問題となっている第6条1項に言う「民事上の権利及び義務の決定」なる概念がいかなるものかを定義することを避けている¹⁶⁾。その一方裁判所は、社会保障 (prestations sociales) の法的地位が加盟国によって異なることを指摘し、対象となる措置の公的部分¹⁷⁾と私的部分¹⁸⁾をそれぞれ比較検討している。その結果、どちらが優位するという具体的な理由付けをしていないものの、全体として本件では民事的な性質を有するとの判断を下している¹⁹⁾。かくして、第6条が本件において適用可能であることを示した後で、裁判所は問題となったオランダ国内の行政手続が第6条1項の要件を満たしているかを検討し、そこで武器平等の原則が保障されていないことや、国内において行政上の決定に対する異議申立を裁判所に対して行えないことなどを理由として、第6条の違反を認定した。また後者の事例においては、訴訟にかかる時間が合理的期間を過ぎているとして同様に西ドイツの第6条違反が認定された。

しかし両事件とも反対意見では痛烈な批判を浴びている。その批判は主に以下二点に関するものであると言えよう。第一に、条約第6条1項の起草過程を見るとそれは自由権規約第14条の起草過程に倣ったものであり、すなわちそこでは「民事上の」という文言によって、行政による決定を規定の射程から除外する意

14) *Feldbrugge c. Pays-Bas*, 29 mai 1986, n° 8562/79, Série A. n° 99 ; GACEDH, n° 20 ; 戸田、前掲論文 (注12) 481頁。

15) *Deumeland c. RFA*, 29 mai 1986, n° 9384/81, Série A. n° 100 99 ; 戸田、前掲論文 (注12) 481頁。482-485頁。

16) *Feldbrugge*, *supra* note 14, para. 27.

17) 具体的には①立法の性格、②保障の義務の性質、③公権力による保障の責任、が挙げられている。(*Ibid.*, paras. 31-35.)

18) 具体的には①争われている権利の属人的・経済的性質、②労働契約 (contrat de travail) との関連、③保険制度との類似性、が挙げられている (*Ibid.*, paras. 36-39.)

19) *Ibid.*, para. 40. 後述するように、この点は反対意見において批判を浴びている。

図が存在していたというものである。第二に、社会保障に関する事例では国家権力が介在することからも、これは第6条1項にいう民事上の争いではないというものである。

しかし後の判例の進展に鑑みると、反対意見の主張は受け入れられておらずむしろ本件多数意見のように第6条1項の適用可能性が認められるようになっている。これらの決定がその後の判例の展開との関連で注目されるのは、第6条1項の適用可能性を認める理由として第一に、対象となっている権利が属人的 (personnel) で経済的 (patrimonial) であると判断している点、そして第二に雇用契約との関係が指摘されている点である。この第一の点が、後に述べるように社会権を第6条1項により包含する最大の論拠となっており、判例においてもこの点は確立していると言える。これにより、社会保障 (特に社会保険) に関する訴訟が、第6条による保障の対象となっている。1990年代以降、この分野での第6条の適用範囲は徐々に拡大している。

例えば、1993年の *Schuler-Zraggen* 対スイス事件²⁰⁾では、肺結核を患っていた原告 (女性) が、社会保障を受けている間の結婚・出産を理由として給付額を削減されたことが、性別に基づく差別があったとして第6条と併せて第14条違反が認定されている。また1994年の *Schouten et Meldrum* 対オランダ事件²¹⁾は原告 (理学療法士) の社会保険の支払い義務に関する訴訟に関する事例である。ここで第6条との関連で問題になるのは、保険料の支払いが「民事上の権利および義務」に該当するかどうかであった。もしこれが税金と同様の扱いであるとしたら、これは公的分野における争いであり第6条1項は適用されないことになる。この点について裁判所は *Feldbrugge* 事件と同様の議論を展開して、対象となっている権利が属人的かつ経済的なものであるとして第6条1項が適用され、それにより手続の遅延が違反を構成すると判断している。

裁判所の判例は、保険料の支払いを前提にするいわゆる社会保険のみならず、保険料の払い込みを前提としないいわゆる公的扶助にも及んでいる。この点で示

20) *Schuler-Zraggen c. Suisse*, 24 juin 1993, n° 14518/89, Série A. n° 263.

21) *Schouten et Meldrum c. Pays-Bas*, 9 décembre 1994, nos. 19005/91 ; 19006/91, Série A. n° 304.

峻的なのは、1993年のSalesi対イタリア事件²²⁾である。本件は傷病手当 (allocation d'invalidité) の支給を国内において拒否されたことを原因として提起されたものである。ここでイタリア政府は、以下の二点を理由に本件が公的領域に属するものであることから第6条1項が適用されないと主張した。すなわち、第一に問題となっている給付は雇用契約にその基礎を有するものではなく、また第二にかかる事案は公権力が介在するものであり、かつ問題となっている給付金は保険料の支払いを必要とするものではないというものであった。

本件はFeldbrugge事件とは異なり保険方式ではなく給付方式による社会保障を受ける権利を問うものであった。確かにかかる公的な側面は当該事件を第6条1項の民事的性質から除外しうるものであるはずだが、裁判所はどちらの事例においても問題となっているのは経済的な権利であるとして、本件がFeldbrugge事件と異なることがないと結論づけた。そこから、原告は（法の明確な規定より生ずる）純粋に経済的な性質を有する属人的権利を主張していると判断し、またそのような場合においては相手方としての国家は公権力を有する特権的な地位を有するのではないと判断し、第6条1項の適用可能性を認めている。ここでの国家の役割に関する判断枠組みは、後述の公務員の年金を受ける権利においてもその適用範囲を拡大する役割を果たしている。

その適用範囲をさらに拡大した事例としては、2006年のWoś対ポーランド事件²³⁾が挙げられる。ドイツ・ポーランド間では、第二次世界大戦中のナチス・ドイツの行為（強制労働や強制移住など）に対して、1990年代に両国間で協定が結ばれ、ポーランド国内法に基づき設立された民間財団を通じて戦時中の損害を補償する仕組みが作られていた。本件において原告は、強制移住の被害に関しては補償を受けることができたが、強制労働についての補償を受けられず、ポーランド国内において救済を求めたが、民間団体としての財団の性質のために行政上も司法上も十分な救済を得られなかった。そこで本件が欧州人権裁判所に提起されたものである。裁判所は、この事例における「補償を受ける権利」が、①補償を受ける条件として経済的に困窮していることが要件となっていること、②①の

22) *Salesi c. Italie*, 26 février 1993, n° 13023/87, Série. A. n° 257-E.

23) *Woś c. Pologne*, 8 juin 2006, n° 22860/02.

事実から、補償を受ける権利は社会保障を受ける権利と同等のものとみなしうる
と判断し、本件において第6条の適用を認めたものである。

2) 公務員の年金を受ける権利

先に述べたような社会保障に関する行政訴訟は第6条の適用範囲外であると考えられ、かつこの点は起草過程からもそのように解されてきた。しかしながら Feldbrugge 事件でも述べられていたように、社会保障に関してはこれを「経済的権利」と解することで、裁判所は第6条にいう「民事上の権利」としてその適用範囲を拡大している。この傾向は公務員の年金を受ける権利にも同様に見られるものである。

従来の判例では、公務員の地位に関する訴訟（解職など）については、第10条（思想良心の自由）の観点から検討されることはあったが²⁴⁾、公務員の権利については第6条の適用外とされてきた²⁵⁾。確かに、1993年のMassa対イタリア事件においても、裁判所は「一般的な原則として、公務員の就業・業務・罷免に関する訴訟は第6条1項の適用範囲外である²⁶⁾」と述べ、上記の原則を踏襲している。しかしながら裁判所の判例を検討してみると、社会権に関する訴訟とりわけ公務員の年金に関する権利に関わる訴訟においては、第6条1項の適用範囲と裁判所は判断してきている。

上述の、公務員に対する年金支給の事例の嚆矢としては、1992年のFrancesco Lombardo対イタリア事件²⁷⁾が挙げられる。これは、原告（疾病のために退職した元憲兵）が疾病年金を受けていたため、公務員に支給される通常の年金の支給が拒否されたことに端を発する。イタリア国内での訴訟は遅延により満足な結果を得られなかったために、原告が欧州人権裁判所に条約第6条1項の「合理的な期間」を国内の訴訟が満たしていないことを主張し提訴したものである。イタリ

24) 例えば、1986年8月28日のGlaserapp対西ドイツ事件（n° 9228/80, Série A. n° 104）、Kosiek対西ドイツ事件（n° 9704/82, Série A. n° 105）。EU/EC法においても公務員は適用対象外となっている（EC条約第39条4項）。

25) ただし裁判所は公務員の地位に関する事件でも、自らが有する範囲を広げつつある。cf., *Pellegrin c. France*, 8 décembre 1999 (Grande Chambre), n° 28541/95, Rec. 1999-VIII ; GACEDH, n° 21.

26) *Massa c. Italie*, 24 août 1993, n° 14399/88, Série A. n° 265-B, para. 26.

27) *Francesco Lombardo c. Italie*, 26 novembre 1992, n° 11519/85, Série A. n° 249-B.

ア政府は、本件は公権力の介在する事例であり、第6条1項の範囲外であると主張したが、裁判所は前述のFeldbrugge事件における議論を参照しつつ、イタリア政府の議論を斥けている²⁸⁾。その後には裁判所は問題となっている年金が「現行の法律に従って、政府が公務員に年金を支給する義務」を含むものであると位置づけ、第6条1項の適用可能性を認めている。すなわち、本件において国家は「裁量を有する特権 (prérogatives discrétionnaires)」を有さず、むしろ「私法に規律される労働契約における雇用者に擬せられる」と判断している²⁹⁾。かくして裁判所は、第6条1項の適用可能性を確認してから、国内裁判における遅延が第6条1項の要求を満たすものではないとして、条約違反の判決を下している。

また、1999年のAntonakopoulos対ギリシャ事件³⁰⁾は判事である原告の死去に伴う遺族年金の差額支給に関する事例が第6条1項のみならず、第1議定書第1条(財産権)の観点からも保護されうるものであることを示す判例として注目される。ここで裁判所は前述Francesco Lombardo事件に依拠しつつ、国家の年金支給の義務は国内法によって明確になっている規則によって生ずる経済的利益の性質を有するものであると述べている³¹⁾。このような見解から、裁判所は国内における行政手続の遅延や国内裁判所に対しての提訴ができなかったことなどを理由として、第6条違反を認定している。

このように、裁判所は公務員に関する訴訟においても相手方が権力の担い手ではなく、むしろ私法における契約の相手方として立ち現れる場合には、そこに第6条の意味での「民事上の」性質を有すると判断するようになってきている。このような判断枠組みによって、裁判所は公務員の年金や給与の再評価などに関わる事例についても第6条の保護対象としてきている。また、公務員に限らず年金を受ける権利全体については、後述するように第1議定書第1条(財産権)の観点からも保護の対象となってきた。この点についてはⅣにおいて詳しく検討する。

28) *Ibid.*, para. 17.

29) *Ibid.*

30) *Antonakopoulos, Vortsela et Antonakopoulou c. Grèce*, 14 décembre 1999, n° 37098/97.

31) *Ibid.*, para. 27.

3 理論的考察

このように、第6条の適用範囲が拡大することで、社会権に関わる欧州諸国の国内裁判（行政審査等の準司法的手続も含む）における手続的保障が要請されるようになっている。そこで第6条が適用可能となるためには、判例上二つの要件があるとされている。第一に、問題となる権利が個々人に属し、かつ経済的な権利であることであり、第二に問題となっている制度（社会保障や年金）が私的なシステムと同等のものとみなしうることである。

前者については、初期の判例ではこのような方式は採られていないが³²⁾、1992年のEditions Périscope対フランス事件³³⁾でこの点は明らかにされていて、権利の性質が第6条の適用可能性を定めていると言える。当該事例は、出版社に対する財政上及び郵便に対する優遇措置を、行政側の過失により受けられなかったことについての補償を求める、フランス国内における行政訴訟において第6条の適用可能性を認めたものである。欧州人権裁判所は問題となった国内訴訟が、行政的不作為によって蒙った損害に対しての責任追及であること、そしてそれが「『経済的な』性質を有しており、また経済的な争点に関する侵害行為に依拠しており、よって問題となっている権利は民事上の性質を有する³⁴⁾」と判断し、第6条1項の適用可能性を認めている。

この「経済的な権利」という点について、判例は「特定の法律あるいは規則から生ずる、経済的かつ属人的な権利を援用しての、生活手段の妨げの主張」と解

32) 先述のFeldbrugge事件では、このような判断枠組みによる検討は行われておらず、先に述べたように問題となる制度の公的な部分と私的な部分の比較検討が行われただけである。しかしこれについても、どのような基準で公的／私的を分けたのか、またどのような判断基準で私的な部分が優位するのか、などについては明確ではない。その点は、同事件の共同反対意見がまさに指摘している部分である。共同反対意見は、通常の条約の文言解釈に立ちこの種の事件が第6条の下に入ることは予定されておらず、かつそのことは起草過程からも伺えるとして裁判所の判断に疑問を呈したものである。

欧州人権裁判所の目的論的解釈（発展的解釈とも呼ばれる）は目覚ましいものがあるが、これは単に裁判所の独断であるわけではなく、締約国全体の社会状況を考慮した上での「共通分母」としての発展的解釈という側面にも留意する必要があるだろう。

33) *Editions Périscope c. France*, 26 mars 1992, n° 11760/85, Série A. n° 234-B ; JCP G 1993, I, 3654, n° 11, chron. F. Sudre.

34) *Ibid.*, para. 40.

している³⁵⁾。この点を明確に示した判決としては、1993年のSalesi対イタリア事件（前述）が挙げられる。これは、原告が障害手当の支給を拒否されたことに端を発する事件であるが、Feldbrugge事件とは異なり保険方式ではなく給付方式（保険料の支払いを前提としない制度）における受給の権利を問うものであった。確にかかると公的な側面は当該事件を第6条1項の民事的性質から除外しうるものであるはずだが、裁判所は上述の判断形式と同様の定式化を行い、同事件がFeldbrugge事件と異なることがないと結論づけた。裁判所のかかる態度から、第6条1項が社会権に関する訴訟において適用可能となるためには、当事者間に権利義務に関する争いが存在し、かつそれが「経済的権利」として評価しうるものであることが必要であるとされている³⁶⁾。

後者については、対象となる制度における国家の役割の問題である。判例によれば、社会給付や年金における国家は、公権力を行使している対象そのものではなく、私人間契約の相手方として私人に擬せられるものと考えられる。この論理構成によって、公務員の年金支給の権利についての訴訟に第6条が適用されるようになったと言える。

このように、裁判所は第6条の適用範囲を大きく拡大してきた。この適用範囲の拡大は、そうでなければ条約による保護を受けることのない事例を救済しようという裁判所の意志によるものである。しかしながら、この第6条の適用は「公正な裁判を受ける権利」から派生するものであり、社会保障を受ける権利や公務員の年金を受ける権利それ自体が実体的規範として、欧州人権条約に包摂されたということにはならない。第6条による保障は「民事上の権利及び義務」に関する適正手続を要求しているに過ぎない。よって、欧州人権裁判所判例における、社会権の実質的な保障は別の規定を根拠としてなされることになる。

35) *Wos*, *supra* note 23, para. 76 ; *Salesi*, *supra* note 22, para. 19.

36) Soyer (J.-Cl.), de Saliva (M.), « Article 6 », in Petit (L.-E.) (dir.), *La Convention européenne des droits de l'homme: commentaire article par article*, Economica, 1999 (2^e édition), p. 249.

Ⅲ 規範内容の社会的側面

1 第8条による社会権の保護

1) 私生活および家族生活に関する権利

欧州人権条約第8条1項が保障する対象としているのは「私生活」「家族生活」「住居並びに通信」である³⁷⁾。最近の判例は「私生活」と「家族生活」をほぼ一つの概念として包摂し、その区別が曖昧になっていると指摘される³⁸⁾。だが、ここで「私生活」あるいは「家族生活」についてその社会的側面が次第に認められるようになってきている点は、本稿が論じようとしている社会権の保護の観点からは注目すべきことである。また、これらの実体規定においては、欧州人権裁判所の判例上いわゆる締約国の「積極的義務³⁹⁾」が認定される事例も散見される。これらの点について、順次判例を確認していく。

「私生活」という概念の解釈に関し、通常想定されているような、公権力による恣意的な介入から個人を保護するという側面だけではなく、そこに社会とのつながりを含めるところまで拡張したのが、1992年のNiemietz対ドイツ事件⁴⁰⁾である。同事件においては、公職にある者（裁判官）を侮辱する文章を作成・送付した疑いがあるとして原告（弁護士）の事務所に家宅捜索が行われたことに対して、原告が顧客とのやりとりなどが搜索されたことにより信頼を失ったことにつ

37) 第8条1項は以下のように規定する。

「すべての者は、その私生活及び家族生活、住居並びに通信の尊重を受ける権利を有する。」

38) Sudre (F.), « Les aléas de la notion de « vie privée » dans la jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme », in *Mélanges en hommage à Louis Edmond Pettiti*, 1998, pp. 687-705.

39) 「積極的義務」なる概念について、裁判所判例は一貫して明確な定義を避けているものの、通常「条約上の権利の実効的な保障のために、必要なあらゆる措置をとること」が義務づけられると考えられている。cf., *X et Y c. Pays-Bas*, 26 mars 1985, n° 8978/80, Série A. n° 91 ; *JDI* 1986, 1086, obs. P. Rolland ; Sudre, *supra* note 8, p.237.

cf., Merrills, *supra* note 1, pp. 102-106 ; Harris, O'Boyle, Warbrick, *supra* note 8, pp. 19-22 ; van Dijk (P.), van Hoof (G.J.H.), *Theory and practice of the European Convention on Human Rights* (2nd edition), Kluwer, 1990, pp. 583-606. 中井伊都子「ヨーロッパ人権条約における国家の義務の範囲」『国際法外交雑誌』第99巻3号（2000年）、1-30頁。

40) *Niemietz c. Allemagne*, 16 décembre 1992, n° 13710/88, Série A. n° 251-B ; Dalloz 1993, 387 ; RTDH 1993, 467, obs. P. Lambert et F. Rigaux ; GACEDH, n° 44 ; 横田直文「弁護士事務所に対する搜索と欧州人権条約」『慶應法学』第6号（2006年）、359-369頁。

き、第8条に定める私生活の保護が侵害されたと主張したものである。

同事件において裁判所は、いわゆる「私生活」に対する権利が外界と隔てられた状態で、好きなように個人的な生活を営む閉じた世界（*cercle intime*）に限定されるのではなく、同胞と関係を取り結び発展させる権利をも含むものであると判示している⁴¹⁾。かかる判断に基づき裁判所は、そのような意味での「私生活」を制限するための手段を検討し、それが達成すべき目的と比して均衡を失しているとして条約違反を認定した。

ただし、かかる解釈は絶対的な性質を有するものではない。第8条における国家の積極的義務との関連でこの点を明らかにしたのが、1998年のBotta対イタリア事件である⁴²⁾。同事件は、原告（車椅子を使用している障害者）が友人らと海岸および沿岸の民間レクリエーション施設を利用しようとしたものの、障害者向けの配慮が為されていなかったために、事実上そこへのアクセスを阻まれたとして第8条違反を主張したものである。なお、欧州社会憲章は第15条3項で障害者の権利を認めており⁴³⁾、またイタリア国内法においても民間施設に対して障害者の実効的なアクセスを保障するよう求めていたものの、違反に対する罰則を定めていなかった。

同事件に関して裁判所は、前述のNiemietz事件同様に「家族生活及び私生活」に関する範囲を、同胞との関係を取り結び発展させるものであると指摘してい

41) *Ibid.*, para. 29 ; Sudre, *supra* note 8, p. 444.

42) *Botta c. Italie*, 24 février 1998, n° 21439/93, Rec. 1998-I ; RTDH, 1999, 600, note. B. Maurer.

43) 同項は以下のように規定する。

「年齢並びに障害の性質及び原因にかかわらず、障害者の自立、社会統合及び共同体生活への参加についての権利の効果的な行使を確保するために、締約国は次のことを約束する。

(中略)

(3) コミュニケーション及び移動性についての障害を克服し、かつ、移動、住宅、文化活動及び余暇へのアクセスを可能とすることを目的とする、特に措置（技術的援助を含む。）を通じて共同体の生活に完全な社会的統合及び参加を促進すること。」

なお第3項は1961年憲章では規定されておらず、この分野における発展を示すものであると考えられる（cf., Maurer (B.), « De quelques questions posées par les handicapés physiques à la Convention européenne des droits de l'homme », RTDH 1999, 600 (notamment pp. 605-606).）。

る⁴⁴⁾。しかしながら裁判所は障害者の実効的なアクセスに関しての積極的義務については消極的な判断を下し、条約違反を認定していない。裁判所の判断に拠れば、第8条における国家の積極的義務が認められるためには、原告がとられるべきと主張する措置と、私生活及び家族生活との間に直接的かつ即時的な関係が存在していることが条件になる⁴⁵⁾。同事件においては、原告の主張する民間施設へアクセスできるようになる権利と、民間施設の法令違反に対する救済との関連は明確ではないとして違反が認定されなかった。当該判決は、積極的義務の性質と限界を社会権との関連で明らかにしたものであるとも言えよう。また、欧州人権条約と欧州社会憲章との間の連関はここでは一応否定されている。

社会権や欧州社会憲章と、欧州人権条約第8条との関連で注目される判決が、2004年のSidabras対リトアニア事件⁴⁶⁾である。リトアニアでは、旧ソ連時代の情報機関（KGBなど）に所属していた人物を公職から排除するための法律が1999年に施行され、かかる情報機関に所属していた者は、公職及び民間の主要な職業のほとんどに、長期間（法施行から10年間）就くことができなくなった。原告は情報機関に在籍していたことがあり（ただしいわゆる諜報活動には携わっていない）、上述の法律の施行に伴い、それまで従事していた公職から追放され経済的苦境に陥ったとして、当該措置が条約第8条にいう私生活および家族生活を侵害すること、また情報機関に所属していた者のみを追放したのは条約第14条にいう差別に該当すると主張した。

裁判所は第8条の適用可能性を検討する際に、原告は当該法律によって解雇されたことのみならず、長期間他の職業に就くことも事実上出来ないことを指摘し、欧州社会憲章第1条2項（職業に就く権利）やILO条約（1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約〔第111号条約〕）をその内実に組み入れ、当該法律による措置が「私生活」の権利に対する侵害を構成するとし、その適用可能性を認めた⁴⁷⁾。ここでは上記Niemietz事件で指摘されたような社会とのつな

44) *Botta*, *supra* note 42, para. 32.

45) *Ibid.*, para. 33.

46) *Sidabras et Džiautas c. Lituanie*, 27 juillet 2004, nos 55480/00 ; 59330/00, Rec. 2004-VIII ; JCP G 2005, I, 105, n° 10, chron. F. Sudre ; RTDH, 2005, 363, obs. S. Garcia-Jourdan.

47) *Ibid.*, para. 47.

がりという文脈で、労働に関する事項が「私生活」との関連で検討されていることが注目に値する。欧州社会憲章第1条が規定するような、職業に就く権利そのものを欧州人権条約は認めていないものの、裁判所は「私生活」の概念を職業・労働との関連でその射程内に収めたと言える。同事件では、問題となったリトアニア国内法が解雇の対象としている職員が広範囲にわたり、かつ長期間民間の職にも就けないことから均衡性を逸しているとして、第8条違反を認定した。

このように、労働に関する権利のいくつかが第8条の「私生活および家族生活」という側面が有する社会とのつながりとの関連で認められるようになってきていることは指摘できよう。しかしながら、欧州社会憲章のように職に就く権利などを正面から扱っているわけではない。むしろ若干の事例において、強制労働の禁止（欧州人権条約第4条3項b、欧州社会憲章第1条2項）に関する判例が散見される程度である⁴⁸⁾。

ただし、第8条の解釈上の発展が社会権を全般的に保護しうるわけではない。この点は、第8条における積極的義務の有する射程との関連で明らかになっているところである。前述のBotta事件は障害者の権利を認めつつも積極的義務の観点からはこれを否定したものである。同様に、1998年のPetrovic対オーストリア事件⁴⁹⁾は、当時女性にのみ認められていた育児休暇（congé parental）が男性に与えられないことに対して第8条及び第14条違反を主張したが、裁判所はこれを斥けている。

裁判所は同事件において、第一に第8条の積極的義務は特定の措置をとること

48) *Van der Musselle c. Belgique*, 23 novembre 1983 (Cour plénière), n° 8919/80, Série A. 70 ; *Zarb Adami c. Malte*, application no. 17209/02, 20 juin 2006.

なお欧州社会憲章の集団申立手続では、良心的兵役拒否者に対する代替措置としての民間セクターにおける労働が憲章第1条2項にいう強制労働に該当するかどうかの検討がなされている。ここでは、当該代替措置は欧州人権条約第4条3項bの文言解釈からしても「強制労働」には該当しないものの、当該措置の方式は欧州社会憲章第1条2項の「自由に就いた職業において生計を得る労働者の権利」に対する制約となりうるとして、その点からギリシャの違反を認定している。cf., CSE, réclamation n° 8/2000, *Conseil quaker pour les affaires européennes c. Grèce*, décision sur le bien-fondé, 25 avril 2001. 拙稿（注2）、647頁。

49) *Petrovic c. Autriche*, 27 mars 1998, n° 20458/92, Rec. 1998-I ; JCP G, 1999, I, 105, n° 56, chron. F. Sudre ; Dalloz, 1999, 141, note. J.-P. Marguénau et J. Mouly ; RTDH 1998, 721, obs. S. Priso.

まで求めていること、第二に育児休暇と出産手当が女性のみを支給されることは、出産後の休息と、新生児との間の関係を確立するために必要であることや締約国内の実行が多様であることから、当該措置は不合理なものではないとして、第8条および第14条違反を認めなかった。社会保障制度における男女差別の事例としては後述するように第1議定書第1条及び第14条を援用し、退職年齢の差異により年金を受け取る権利が侵害されたとの主張がイギリスを相手取ってなされたが、裁判所はほぼ同様の理由によって、イギリス政府の裁量を認め、違反を認定しなかった⁵⁰⁾。

裁判所の判例に拠れば、積極的義務が認められるためには、原告により求められている措置と当該権利の直接的関係が求められる。しかし、積極的義務を認定するに際して、特定の措置をとるよう裁判所は求めることをせずその具体的内容については締約国に委ねている。この点は、第3条の拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを受けない権利と、貧困との関連で提起された1990年のVan Volsem 対ベルギー事件⁵¹⁾における人権委員会（当時）決定においても見られる。当該事例で問題となったのは、病気で働けず収入のない離婚した母親（子供の養育の必要もある）の家庭に対して、電気代が払えないことを理由として冬に電気の供給を停止したことが、第8条の家族生活に対する侵害に該当し、あるいは第3条のいう「拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」に該当するかどうかである。第3条は人権の基本的な観念の一つである「人間の尊厳」に直接関係する規定であるとの指摘もあるが⁵²⁾、裁判所はまず第8条における積極的義務に関して、原告に電気を供給する義務が国家の側に存在しないとし、こ

50) *Stec et autres c. Royaume-Uni*, 12 avril 2006 (Grande Chambre), nos. 65731/01 ; 65900/01 ; JCP G 2006, I, 109, n° 14, chron. F. Sudre.

締約国内の実行が多様であることだけでは、それを斥ける理由にはならないようにも思われる（Feldbrugge 事件は、国内の実行が多様であるにもかかわらず第6条1項の適用可能性を認めている）ことから、これらの事例においては、国家の経済社会政策に一定の裁量の余地を与えたと考えることもできよう。

51) *Van Volsem c. Belgique*, 9 mai 1990 (déc.), n° 14641/89 ; RUDH 1990, 384 ; RUDH 1990, 349, note. F. Sudre ; *Droit Social*, 1991, 84, obs. L. Pettiti.

52) cf. Imbert (P.-H.), « Droits des pauvres, pauvre(s) droit(s) ? Réflexions sur les droits économiques, sociaux et culturels », *Revue du droit public et de la science politique en France à l'étranger*, 1989, pp. 739-766.

こでも国家の積極的義務として具体的な措置を裁判所が判断することを行っていない。また、第3条との関連でも貧困に対する権利を認めなかった。

2) 良好な環境に対する権利、および住居に関する権利

他方、私人による環境の悪化に対して国家の「積極的義務」を根拠として国家の条約違反を認容する事例が見られる⁵³⁾。1994年のLopez Ostra対スペイン事件⁵⁴⁾は、第8条との関連で条約には直接規定のない「健全な環境に対する権利」を条約上の権利として組み込んだ先例とされている。本件では、原告の住居の近くに建設された皮革製品を製造する工場による悪臭（法律違反の操業によるもの）が生じ、スペイン政府が工場に対する指導などの適切な措置をとらなかったことによる違反が認定されたものである。ここで第8条との関連を検討すると、裁判所は第三者による環境の悪化が第8条にいう私生活および家族生活に対する侵害となりうることを認めている。同様の事例としては、イギリスのヒースロー空港近辺に住む住民の騒音被害に対して、裁判所は以下のように述べて第8条との関連を認めている⁵⁵⁾。

「環境に対する重大な侵害は、個人の幸福に影響を与えうるものであり、関係者の健康を損ねることはないものの私生活あるいは家族生活の享受を妨げる形で住居の享受を奪うこともあり得る。⁵⁶⁾」

ここで、原告の生活を妨げているのは第三者の私人であり、原則として国家は第一義的にその条約違反の責任を問われるものではない。この点は裁判所も認めているものの、裁判所は水平的効果（いわゆる条約の私人間適用⁵⁷⁾）と国家の積

53) 立松美也子「ヨーロッパ人権条約における環境問題」『山形大学法政論叢』第21号（2001年）、1-36頁。

54) *Lopez Ostra c. Espagne*, 9 décembre 1994, n° 16798/90, Série A. n° 303-C ; JCP G 1995, I, 3823, n° 33, chron. F. Sudre ; GACEDH, n° 3. 立松、前掲論文（注53）、15-19頁。

55) *Powell et Rayner c. Royaume-Uni*, 21 février 1990, n° 9310/81, Série A. n° 172 ; RTDH 1991, 247, obs. J.-F. Flauss.

56) *Ibid.*, para. 51.

« des atteintes grave à l'environnement peuvent affecter le bien-être d'une personne et la priver de la jouissance de son domicile de manière à nuire à sa vie privée et familiale, sans pour autant mettre en grave danger la santé de l'intéressée. »

極的義務を併せることにより、国家の条約違反を認定している。この思考形式は前述のLopez Ostra事件でも同様に踏襲されている。

同様の事例としては、2004年のÖneryildiz対トルコ事件⁵⁸⁾が挙げられる。当該事例は、ゴミ集積場でのメタンガスによる爆発事故により、その近辺に不法に住んでいたバラック小屋の住人が重大な損害を受けたとして提訴したものである。ここでは、第8条の住居に対する権利だけではなく、第2条（生命に対する権利）や第1議定書第1条（財産権）の観点からも国家の積極的義務が検討されている。ここでは、第8条との関連のみで環境に関する議論がなされているわけではないが、トルコの地方当局が集積場の危険性（メタンガスの蓄積）を認識していたにもかかわらず、原告を含む不法に住居を構えていた人々に対して退去させたり、ガス警報器を設置するなどの措置をとらなかったことによる違反が認定されている。

このように、環境に関する議論において第8条が規定する私生活および家族生活に関する権利が適用されているが、同じく第8条の住居に関する権利との関連で検討されたのが、2004年のMoreno Gomez対スペイン事件である⁵⁹⁾。ここでは原告の住居の近隣にあるディスコによる騒音被害が第8条における住居に対する権利との関連で議論されたものである。この点に関して裁判所は、住居に対する権利を「単純な物理的空間のみならず、まったく静謐なものとしてその場所を享受する」権利として認めている⁶⁰⁾。よって住居に対する侵害とは、物理的な意味でのそののみならず、騒音や悪臭などの形態でも生じうるものであると結論づ

57) 「私人間適用」あるいは「水平的効果」とは、本来個人と国家の関係を規律する人権条約が、国家の義務の一面としての「第三者からの権利侵害に対する保護を与える義務（いわゆる保護義務）」を媒介として、第三者による権利侵害の責任を国家に転嫁することになることである。

cf., van Dijk, van Hoof, *supra* note 39, pp. 15-20 ; Harris, O'Boyle, Warbrick, *supra* note 8, pp. 19-22 ; Sudre, *supra* note 8, pp. 244-248 ; Alkeas (E. A.), "The third-party applicability or "Drittwirkung" of the European Convention on Human Rights", Matscher, Petzold, *supra* note 8, pp. 33-45.

58) *Öneryildiz c. Turquie*, 30 novembre 2004 (Grande chambre), n° 48939/99 ; RTDH 2006, 87, note. P. de Fontbressin ; GACEDH, n° 63.

59) *Moreno Gomez c. Espagne*, 16 novembre 2004, n° 4143/02, Rec. 2004-X ; JCP G 2005, I, 103, n° 12, obs. F. Sudre ; GACEDH, n° 46.

60) *Ibid.*, para. 53.

け、騒音対策など実効的な措置をとらなかったことによるスペインの違反を認定した。

裁判所の判例は、環境との関連において第8条がその基礎となることを示したものであると言えよう。また、住居に対する権利そのものに関しても、強制退去やそれに関わる公権力の行使などに関しても第8条違反が認定される事例が見られる⁶¹⁾。

ただし、第8条は「住居 (domicile)」の尊重を受ける権利を規定しているものの、住居を得る権利そのものは規定していない。その観点から注目されるのが、2001年のChapman対イギリス事件⁶²⁾である。同事件は、イギリスにおいてあるジプシーの一家が住宅用に土地を購入したものの、その土地が宅地用ではなかったことから、住宅建設のための許可が得られなかったことに対して、イギリスの第8条違反を申立てた事例である。裁判所は「第8条は住居を与えられる権利を認めたものではない」ことと、当該土地が環境保護のために緑地帯に指定されていたために住宅建設の許可を与えなかったことには環境保護という目的を達成するために必要なことであり、それと原告の権利侵害を比較考量しても、均衡を失したのではないと判断し、第8条違反を認めなかった。

裁判所は住居を有する権利そのものは認めていないものの、第三者による住居に対する侵害に関して国家の積極的義務を認めている。2005年のMoldovan 他対ルーマニア事件⁶³⁾はこの点を明確に示したものとして指摘しうる。当該事例においては、ジプシーであることを理由に第三者から住居を破壊され、かつ警察を含めた公権力がかかる破壊行為を止めなかったこと、および住居の破壊に対しても少数者であることの差別感情から、救済を与えられなかったことにより、私生活

61) 例えば、住所登録とは異なる場所（内縁の夫の家）に住んでいたことを理由とする強制退去を条約違反とした、2004年のProkopovitch対ロシア事件 (*Prokopovitch c. Russie*, 18 novembre 2004, n° 58255/00, Rec. 2004-XI ; JCP G 2005, I, 103, n° 11, chron. F. Sudre.)。

62) *Chapman c. Royaume-Uni*, 18 janvier 2001 (Grande chambre), n° 27238/95, Rec. 2001-I ; GACEDH, n° 45 ; 馬場里美「ヨーロッパ人権裁判所におけるマイノリティーの権利—民族的マイノリティーの法的保護に関する予備的考察—」『早稲田法学』80巻3号 (2005年)、405-432頁。

63) *Moldovan et autres c. Roumanie* (N° 2), 12 juillet 2005, nos. 41138/98 ; 64320/01, Rec. 2005-VII ; JCP G 2006, I, 109, chron. F. Sudre.

および家族生活の権利のみならず、住居に対する権利についても第8条違反が認定されている。

かかる領域においては、違反の認定において国家による直接の侵害のみならず、第三者の私人による侵害を国家が実効的に防止するための適切な措置を講じなかったことによる違反の認定がなされていることに注目すべきであろう。欧州人権条約におけるいわゆる「積極的義務」あるいは「水平的効果（私人間効力）」は判例上も認められているが、裁判所は第8条の積極的義務を認定するに際して、そこに社会的関連を含めて幅広い判断をしていることが指摘できる。この点については、後に検討する。

2 第11条に基づく保護

1) 労働者の権利における消極的側面の発展

第11条は、「労働組合を結成し及びこれに加入する権利」を規定しており、欧州人権条約ではほぼ唯一社会権を規定した条文であると言える。しかしながら、第11条に関する初期の判例は締約国の側に大きな裁量の余地を与えており、実質的に労働者の権利を保障するものではなかったことは周知の通りである⁶⁴⁾。その点において、1981年のYoung, James and Webster対イギリス事件⁶⁵⁾は「組合に加盟しない権利」という第11条の消極的側面を初めて是認した事例として知られている。同事件の判断枠組みは、その後の判例においても踏襲されており、近年では1993年のSibson対イギリス事件⁶⁶⁾や、同年のSigurdur A. Sigurjonsson対アイスランド事件⁶⁷⁾、及び1996年のGustafsson対スウェーデン事件⁶⁸⁾においても確認されている。

64) 例えば、ベルギー国家警察事件 (*Syndicat national de la police belge*, 7 octobre 1975, n° 4464/70, Série A. n° 19.) やスウェーデン機関士労組事件 (*Syndicat suédois des conducteurs de locomotives*, 6 février 1976, n° 5614/72, Série A. n° 20.) はそれぞれベルギーおよびスウェーデンの主張を全面的に認めている。このように、初期の欧州人権裁判所の判決は、いわゆる「評価の余地」理論を国家の裁量を広く認める論拠としていた。「評価の余地理論」については、後注111)を参照のこと。

65) *Young, James et Webster c. Royaume-Uni*, 13 août 1981, nos. 7601/76 ; 7806/77, Série A. n° 44.

66) *Sibson c. Royaume-Uni*, 20 avril 1993, n° 14327/88, Série A. n° 258.

67) *Sigurdur A. Sigurjonsson c. Islande*, 30 juin 1993, n° 16130/90, Série A. n° 264.

68) *Gustafsson c. Suède*, 25 avril 1996, n° 15573/89, Rec. 1996-II ; GACEDH, n° 61.

上述のような「労働組合を結成し及びこれに加入する権利」との関連で問題になるのは、特定の組合への加盟が要求され、それを拒んだ場合には解雇も含む不利益を蒙る場合（いわゆる「クローズド・ショップ」）である。

欧州人権裁判所の判例においては、上述のように組合に加盟しない権利については判断がなされてきたが、クローズド・ショップそのものの是非については検討されてこなかった。他方で、欧州社会憲章の枠内においては第5条で欧州人権条約第11条と同様の規定を設けており、クローズド・ショップが欧州社会憲章に違反するという判断が国家報告制度及び集団申立制度の双方においてなされてきた⁶⁹⁾。

欧州人権条約においてその問題が正面から検討されたのが、2006年のSørensen et Rasmussen対デンマーク事件⁷⁰⁾である。当該事例においては、デンマークにおけるクローズド・ショップ協定が、労働者の採用・就業の前提として、特定の労働組合への加盟を要求していたことを第11条違反と認定したものである。

第11条は、このように労働者が団結することで雇用者に対抗するための手段としての組合を結成する権利を中心とはしつつも、その内実に組合に加入しない個人の権利という個人の組合からの干渉を防ぐ権利というもう一つの実体的な権利を包含するようになっていっていると言われている。

2) 第11条の積極的側面と消極的側面

第11条の文言は、繰り返しになるが「労働組合を結成し及びこれに加入する権利」を規定しているが、労働組合あるいは労働者の権利としてのストライキの権利を直接は規定していない。裁判所の判例を見ても、例えば1976年のSchmidt et Dahlström対スウェーデン事件⁷¹⁾においても、裁判所は第11条が組合を結成する自由を認めているものの、それが直ちに国家の側に、特定の取扱いを義務づけるものではないと判断し、ストライキの権利を認められていないことが第11条違反にはならないと判断している。確かにストライキの権利は団体行動によっ

69) CSE Réclamation n° 12/2002, *Confédération des entreprises suédoises c. Suède*, décision sur le bien-fondé, 15 mai 2003 ; 拙稿（注2）、650-651頁。

70) *Sørensen et Rasmussen c. Danemark*, 11 janvier 2006 (Grande Chambre), nos. 52562/99 ; 52620/99.

71) *Schmidt et Dahlström c. Suède*, 6 février 1976, n° 5589/72, Série A, n° 21.

て労働者の利益を保護する重要な役割を有しているものの、裁判所の論理に拠れば国家が労働者の待遇については裁量の余地を有しており、かつそれは第11条がその点について明確な規定を有していないことからなおさらそうであるという。

他方、欧州社会憲章は第6条においてストライキの権利を明確に定めており、同条を中心にストライキの権利についての判例が集積しつつある⁷²⁾。例えば2002年のn° 11/2001事件においてポルトガルの警察官のストライキの権利に対する待遇の違いが欧州社会憲章に違反するとの申立がなされた⁷³⁾。本件においては結果として違反は認定されていないが、公務員に対するストライキの権利の全面的な否定は憲章に反するとの判断は集積されており、これは欧州人権条約における態度とは対照的である。ただし、欧州人権条約第11条は個人の権利としての結社の権利を定めたものであるから、ストライキの権利については規定がないことからしても、ここに目的論的解釈の限界が存在するとも言えよう。

3 理論的考察

以上のことから、第8条が保護する対象である「私生活」「家族生活」「住居」のそれぞれの概念は、経済的社会的側面を含んで解釈されてきていることが明らかとなっている。これらの概念は当初は純粹に個人的な側面のみを規定するものと解されていたものの、Niemitez事件において典型的に見られるように、これらの側面にも個人と社会とのつながりを認めるようになってきている。これによって、第8条の適用範囲が拡大していることが指摘される。

また、第8条を中心とする欧州人権裁判所による社会権の包摂の過程で見逃せないのが、裁判所の判例によって明確に認められるようになった「積極的義務」

72) CSE réclamation n° 2/1998, *Fédération européenne du personnel des services publics c. France*, décision sur le bien-fondé, le 4 décembre 2000 ; CSE réclamation n° 4/1998, *Fédération européenne du personnel des services publics c. Italie*, décision sur le bien-fondé, le 4 décembre 2000 ; CSE réclamation n° 5/1998, *Fédération européenne du personnel des services publics c. Portugal*, décision sur le bien-fondé, le 4 décembre 2000 ; 拙稿 (注2)、649頁。

73) CSE réclamation n° 11/2001, *Conseil Européen des Syndicats de Police c. Portugal*, décision sur le bien-fondé, le 21 mai 2002.

と「水平的効果(私人間適用)」によって、第8条の適用範囲は大きく拡大し、一部の経済的社会的権利を含むようになってきていることである。これによって社会権を第8条の適用範囲に含むことにより、労働に対する権利や、良好な環境に対する権利、さらには住居に対する保護などを国家に義務づけていると言える。

ただし、かかる規範内容の拡大は無制約なものではないことも同様に明らかである。裁判所の判例は積極的義務を広く認める一方で、条約上の権利を締約国内でいかに保障するかについては国家の側に裁量を与えており、個々具体的な措置を、積極的義務を援用して主張する訴えについてはこれを斥けていることも指摘しなければならない。換言すれば、積極的義務あるいは私人間効力を認める範囲は確かに社会権にも及びつつあるものの、その実現手段についてはまだ締約国に委ねられていることは指摘できる。

また第11条の結社の権利は、個人の組合に加盟しない権利やクローズド・ショップ制度に関する判断については一定の役割を有しているものの、欧州社会憲章とは異なりストライキの権利についてはこれを認めていない。このことから明らかなように、欧州人権条約による社会権の保障は確かに一部の条文を根拠になされつつあるものの、それはあくまでも個々の条文の規範内容に関連する限りにおいてであり、実質的に社会権それ自体を保障するものではない。この点は上述の積極的義務及び私人間効力における限界とも一致するものであると言えよう。

しかしながら近年の判例を概観すると、社会保障に関連した主張においては第1議定書第1条及び第14条を援用した主張が見られるようになってきており、社会権を含んだ実質的な規範内容の拡大がここに見られるようになってきている。この点につき、次節において検討する。

IV 規範内容の拡大による社会権の包摂

1 予備的考察

IIで述べたように、欧州人権条約第6条の「民事上の権利及び義務」がその意味内容を自律的とも言える手法によって拡大してきたのと同様に、第1議定書第1条にいう「財産」も、近年の判例では自律的な意味を有するようになってきて

いる⁷⁴⁾。第6条が訴訟手続に関連する限りにおいて、社会権を包摂する可能性はあるものの、それは社会権そのものを包摂したものではないことは前述の通りである。

それに対して、第1議定書第1条が規定する財産権は、その規範内容を拡大させることによって、社会権を実体的な側面からその適用範囲に収めようとしている。ここで「財産」とは、いわゆる有形の財産に限らず、無形あるいは知的財産までも含むと解されている⁷⁵⁾。その際に、第6条でも適用可能性の要件となった「属人的な、経済的権利」という要件を裁判所は第1議定書第1条においても援用している。

このような手法により、欧州人権条約第1議定書第1条は、今までであれば適用対象外であると考えられてきた一群の権利をその適用範囲に収めるようになってきている。裁判所の判例に拠れば、社会保障に関する権利の他、年金を受給する権利などは経済的権利の「正当な期待」として財産権が保障する事項である。かくして、第1議定書第1条は全方位的な役割を条約中で有しており、あらゆる権利をその射程に入れることが論理上は可能となっている。

また、ここで注目されるべきは、欧州人権条約第14条に規定される差別禁止の原則である。欧州人権条約における差別禁止の原則は、自由権規約第26条の法の下での平等とは異なり自立的性質を有していないと指摘されている。よって、欧州人権条約において差別を受けたという主張は、他の実体規定と併せて行われる必要がある。ここで、上述の財産権が自律的な性質を有することから、財産権の主張と差別禁止の主張を行うことによって、実質的に差別のみの問題を扱えるようになっていくことが指摘される。

かくして、欧州人権条約における社会権の実質的な包摂は、第14条及び第1議定書第1条を中心になされつつあると言える。以下において、それぞれの規範内容がいかに拡大しているかを検討しながら、その態様を見ていくことにする。

74) cf., *Gasus Dosier und Fördertechnik GmbH c. Pays-Bas*, 23 février 1995, n° 15375/89, Série A. n° 306-B, para. 53.

75) *Sudre*, *supra* note 8, pp. 530-531.

2 財産権の実質的拡大による社会権の保障

1) 社会保障

この分野における事例としては、まず1996年のGaygusuz対オーストリア事件⁷⁶⁾が挙げられる。本件は、社会保障の分野における外国人の差別の問題を第14条と併せて、第1議定書第1条から検討した事例である。原告は、オーストリアで長年にわたり働いていたトルコ人である。オーストリアでは失業時に他の手段がない場合に支給される生活手当(allocation d'urgence)の制度がある。これは労働者自らが保険料を支払うものであり、他の保険などによる救済の後に支給されるものであるが、オーストリア国内法は、支給対象を自国民のみに限定していた。原告は保険料を支払っており、他の救済手段を尽くした後にこれを申請したにも関わらず、国籍を理由として同手当の支給を受けられなかった。このことが財産権の侵害および差別に該当するとして提訴されたのが本件である。

裁判所は、保険料の支払いと当該手当の属人的・経済的性質との間には一定の関連があるとして、本件における第1議定書第1条の適用可能性を認めた⁷⁷⁾。また、財産権の適用可能性が認められたことから、第14条に基づく差別があったかどうかについても検討し、原告が他のオーストリア人と同様に保険料を支払っていたこと、同手当の支給を認められなかった理由が国籍によるものであったこと、そして欧州人権条約1条が「管轄内にあるすべての者に対し」この条約上の権利を保障すると定めていることから、第14条及び第1議定書第1条の違反を認定した⁷⁸⁾。

本件において財産権の主張が認められた背景としては、以下の二点が指摘できよう。第一に、問題となった生活手当は保険料の支払いが前提となっており、保険料の支払いと給付の関係から一種の財産としてみなすことができる。第二に、当該手当は他の社会保障制度による救済の後に支給されることになっており、その点から失業手当のような重要な生存手段の一つと考えることができる。これらの点から、裁判所は財産権による適用可能性を認めたものと考えることができる。

76) *Gaygusuz c. Autriche*, 16 septembre 1996, n° 17371/90, Rec. 1996-IV ; JCP G, 1997, I, 4000, n° 46, obs. F. Sudre ; Dalloz, 1999, 438, note J.-P. Marguénaud et J. Mouly.

77) *Ibid.*, paras. 39-41.

78) *Ibid.*, para. 52.

では、社会保障における財産権の適用可能性を検討するに当たって、保険料の支払いが前提になるのだろうか。この点につき、裁判所は2003年のKoua Poirrez 対フランス事件⁷⁹⁾において保険料の支払いを前提としない給付手当についても、同様に財産権の適用可能性を認めている。

本件の事実関係は、以下の通りである。原告はフランス人の養子となったコートジボワール出身の障害者である。フランス国内法は、障害者に対し、保険料の支払いを前提としない障害給付を支給しているが、原告はフランス国籍を有していないこと、かつフランスが諸外国と締結している社会保障に関する相互協定にコートジボワールが署名していないことから、当該給付の支給を受けられなかった。

本件において裁判所は、Gaygusuz 事件（前述）とは異なり給付と保険料の支払いが結び付いていないものの、それにより第1議定書第1条が適用されないわけではないとしつつ、当該給付における国籍による区別が第14条にいう差別に該当すると判断する。そして、かかる区別は客観的かつ合理的ではなく、このことから第14条が第1議定書第1条と併せて違反を構成すると認定された。

ここでの裁判所の推論を検討すると、なぜ本件のような社会給付が財産権に該当するかについての判断枠組みはあまり明確ではないように思われる。この点では、1997年のVan Raalte 対オランダ事件⁸⁰⁾も同様である。後者の事例は、オランダにおける家族手当 (allocations familiales) の保険料の支払いに関連した事例である。オランダ国内法は、家族手当の保険料を（支給とは関係なく）、賃金労働者から徴収していたが、45歳以上の子供のいない独身女性にはその支払いが免除されていた。原告は男性であるという理由で、それ以外の条件を満たしているにも関わらず支払いの義務を有することが、第1議定書第1条および第14条に違反すると主張したものである。Gaygusuz 事件及びKoua Poirrez 事件では保険料の支払いと給付の関係の有無という相違が存在しているものの、本件では、

79) *Koua Poirrez c. France*, 30 septembre 2003, n° 40892/98, Rec. 2003-X ; AJDA 2004, 537, obs. J.-F. Flauss ; RTDH 2005, 159, note. J. Callewaert.

80) *Van Raalte c. Pays-Bas*, 21 février 1997, n° 20062/92, Rec. 1997-I ; JCP G 1998, I, 107, n° 44, chron. F. Sudre ; RTDH 1998, 721, obs. S. Priso.

給付とは関係なく保険料の支払いそのものが第1議定書1条にいう財産権に該当するかどうかが問題となった。裁判所はこの点につき、原告が主張するように、第1議定書第1条に定める、締約国の「税その他の供出若しくは罰金の支払いを確保するために必要とみなす法律を実施する権利」に該当すると判示し、その適用可能性を認めている⁸¹⁾。

第6条1項における社会保障に関する判例を概観すると、その適用可能性の判断において、裁判所は保険料の支払いと給付の関係によってのみその適用可能性を認めているわけではない⁸²⁾。とりわけ、Schouten et Meldrum事件においては保険料の支払いが問題となっており、当該事例において裁判所は、保険料の支払いが社会保険システムと密接に関連していることが第6条1項における適用可能性の要因となっていると述べている。

つまり、第1議定書第1条は財産の範囲として「属人的かつ経済的な権利」として、社会保障に関連する事項を以下の二つの側面からその適用範囲に含めようとしていることが指摘できる。第一に、問題となる社会保障システムは問題となる個人の生活手段の一つであり、そのことから第1議定書第1条の適用において、保険料の支払いの有無の区別を正当化するものは存在しない⁸³⁾。第二に、そのような社会保障制度を欧州人権条約は義務づけているものではないにしても、かかる制度を国内法に基づいて制定した以上はその適用が差別的なものであってはならないという姿勢である⁸⁴⁾。第二の点は、次に検討する年金を受け取る権利であったり、年金あるいは給与の劇的な減額あるいは剥奪に関する事例で明確に表れている。

2) 年金および給与額の変動

1999年のAntonakopoulos対ギリシャ事件は、遺族年金の差額支給に関して第1議定書第1条の適用可能性を認めたものである。ここで裁判所は年金がもらえ

81) *Ibid.*, para. 34.

82) cf., *Schouten et Meldrum*, *supra* note 21.

83) Sudre (F.), « Droit de la Convention européenne des droits de l'homme », JCP G 2006, I, 109.

84) この点は、Stec対イギリス事件（後述）で明確にされている（*Stec et autres c. Royaume-Uni*, *supra* note 50, para. 53.）。

るという「期待」(créance)が第1議定書第1条にいう「財産」に該当すると判断している⁸⁵⁾。その上で、年金を支給しないとする措置は公正な均衡を失っており第1議定書第1条違反を構成すると判断している。この判断は、2000年のDimitrios対ギリシャ事件⁸⁶⁾においても踏襲されている。

退職金についても同様の傾向が見られる。2002年のBüchen対チェコ事件⁸⁷⁾は、軍隊の退職金に関する事例である。原告は軍隊において軍事裁判所の判事をしてきたが、法曹職としての裁判官への転職に合意したところ、事後法により軍隊の退職金を受けられなかった。裁判所は、国内法及び国内裁判所が退職金を受け取る権利を認めており、これは経済的権利であると認定して、第1議定書第1条と併せて第14条違反を認めたものである。

2006年のStare対ルーマニア事件⁸⁸⁾は同様の事例を第1議定書第1条のみで扱った事例である。ルーマニアでは冷戦終了後から軍隊の構成員を正規の軍人から予備役に転換する政策が採られていた。原告はそれに応じることにより退職年金および退職一時金を支給されたが、事後法により退職年金の額が大幅に引き下げられたことが財産権の侵害にあたるとして申立を行ったものである。裁判所は、この点に関して第1議定書第1条により、原告は国家に対して十分に確立された「期待」を要求しうる状況にあったと判断している⁸⁹⁾。裁判所は、ここで一般的な利益と個人の基本権の尊重との間に公正な均衡が保たれていたかどうかを検討し、締約国には社会政策において大きな裁量の余地があるとしつつも、当該事例においては法の支配の観点から見ると、事後法が禁じられるのではなく、過去に既判事項として定められた事項を取り消すことが禁じられるとして、第1議定書第1条と併せた第14条違反を認定した。

解職された公務員に対する年金についても同様の判断が見られる。2002年のAzinas対キプロス事件⁹⁰⁾は、公金横領などによって解職された高級官僚によっ

85) *Antonakopoulos, Vortsela et Antonakopoulou c. Grèce*, *supra* note 30, para. 30.

86) *Dimitrios Georgiadis c. Grèce*, 28 mars 2000, req. n° 41209/98.

87) *Büchen c. Tchéque*, 26 novembre 2002, n° 36541/97.

88) *Stare et autres c. Roumanie*, 23 février 2006, n° 25632/02.

89) *Ibid.*, para. 42.

90) *Azinas c. Chypre*, 20 juin 2002, n° 56679/00.

て提起されたものである。キプロス国内法は、最も重大な懲戒処分（解職）の場合には、退職金及び年金の受給権を喪失する旨を明示しているが、この規定により原告たちは困窮状態に陥ったことから第1議定書第1条違反を主張したものである。

ここで裁判所は、Gaygusuz判決（前述）に依拠しつつ、問題となる年金が、労働と結びつく形での保険料の支払いが一つの条件であることから、これが「財産」とみなし得るとし、第1議定書第1条の適用可能性を認めている⁹¹⁾。そこで、年金の支給権を剥奪するという行為が許容されるかどうかを検討し、当該措置は権力乱用などの公務員に対する懲罰的措置であるというその目的は首肯しつつも、その結果当該措置によって原告及びその家族は生活手段を奪われ、経済的に困窮していることから、達成すべき目的との関連で均衡を失しているとして、第1議定書第1条違反を認定したものである。

3) 理論的考察

前述の通り、第1議定書第1条にいう「財産」は、国内法上の概念とは異なり、独自の概念を有しているとされる。裁判所の判例によれば「財産」なる概念は実体的なもののみならず、正当な期待も包含するものであるとされる⁹²⁾。その観点から裁判所は社会権に関連する権利について第1議定書第1条の適用可能性を認め、そしてその多くについて同条と第14条を併せた違反を認定している。以下では、第1議定書第1条の射程の範囲を判例を踏まえて再検討し、その可能性と限界を明らかにする。

①属人的かつ経済的な権利

Gaygusuz事件では、自らが保険料を支払っていた社会保険が生活手段の一つであったことから、第1議定書第1条の適用可能性が認定された。同様の事例としては、Willis対イギリス事件⁹³⁾が挙げられる。これは寡婦に対して支給される給付金および遺族年金が、原告が男性であることを理由に支給されなかったこと

91) *Ibid.*, para. 34.

92) cf. *Pine Valley Developments Ltd et autres c. Irlande*, 29 novembre 1992, n° 12742/87, Série A, 222.

93) *Willis c. Royaume-Uni*, 11 juin 2002, n° 36042/97, Rec. 2002-IV ; JCP G 2002, I, 157, n° 22, chron. F. Sudre.

に対して提起されたものである。給付金及び遺族年金は、亡くなった妻が保険料を支払っていたものであることから、裁判所はこれについて第1議定書第1条の適用可能性を認定している。また、前述のAzinas事件においても、職業と密接に関係のある保険料の支払いがなされた時点で、年金に対する権利は第1議定書第1条の範疇に入ると判断している⁹⁴⁾。

他方裁判所は、保険料の支払いと結びつかない社会給付や保険料の支払いといった事例についても第1議定書第1条が適用されると判断している(Koua Poirrez事件、Van Raalte事件)。ただし、両事件とも主要な論点は裁判所にとっては、第14条の差別の問題であって、第1議定書第1条の適用可能性についてはあまり議論されていない。後に述べるように、裁判所は第1議定書第1条の適用可能性を認めると、その後は差別の問題を専ら検討している事例が散見される。ある論者が述べているように、『「財産」という概念の社会化⁹⁵⁾』が第1議定書第1条では見られており、それにより第14条の差別禁止の原則が事実上の自立性を獲得していることが指摘できよう。

また、第1議定書第1条によって保護される範囲は、経済的性質を有するあらゆる種類の「財産」に広がっているとされる。裁判所の判例によれば、その内容が実現されるという正当な期待を有している場合には、そのような期待も「財産」と形容しうる⁹⁶⁾。その判断基準としては、国内裁判所によって「経済的価値を有する期待」と解されるような国内法上の十分な基礎が必要であるとされる⁹⁷⁾。Antonakopoulos事件(前述)は、年金の支給差し止めに関して、当該措置が正当な期待に対する侵害であるとして、第1議定書第1条の適用可能性を認めたものである⁹⁸⁾。Dimitros事件やStare事件も同様の推論によって、年金あるいは賃金の変動が公正な期待を損ねるものであるとして、それらの期待が「財産」に該当するものであるとの判断により、第1議定書第1条の適用が認定されたと言える。

94) *Azinas c. Chypre*, *supra* note 91, para. 33.

95) GACEDH, p. 628, note J.-P. Marguénaud.

96) *Sudre*, *supra* note 8, p. 531.

97) *Kopecky c. Slovaquie*, 28 septembre 2004 (Grande chambre), Rec. 2004-IX, para. 54.

98) *Antonakopoulos c. Grèce*, *supra* note 30, para. 30.

かかる「公正な期待」は、通常確立した法的な権原が求められるものの、裁判所はこの点について、前述のÖneryildiz事件では原告たちの住居がゴミ集積場の近辺に不法に建てられたものであるにも関わらず財産権の侵害を認めている。裁判所によれば、当局がかかる不法建築を黙認していたことにより、原告たちの住居に関する経済的な利益が許容されるというものであった⁹⁹⁾。同様のことは、2004年のDogan対トルコ事件¹⁰⁰⁾においても見られるものである。

このようにして、第1議定書第1条にいう財産権は、起草当時に想定されていた概念を超えて、社会保障を中心とした社会権の実質的な受け皿として機能している。それは第一に、通常の意味での「財産」のみならず、有形無形に関係なく「公正な期待」という概念を導入することで実質的にその規範内容を拡大していることが指摘される。ここを基礎として、年金や賃金の大幅な変動に関する事件が裁判所の管轄下となってきている。第二に、社会保険や社会給付に関して、裁判所の判断は厳密であるように思われない事例も散見されるものの、財産権の適用可能性を基礎として第14条の差別の問題を検討していることから、差別の問題を扱うための実質的な基礎として財産権の条項が活用されているという現象を指摘することができる。後者の場合には、裁判所は厳密な審査を行わず第14条の検討を重点的に行っている¹⁰¹⁾。

ただし、それは社会権の全面的な包括を意味しない。第14条と併せて第1議定書第1条が問題になる場合、対象となり得る問題は社会保障制度における差別的取扱いが想定されており（例：Stec事件）、例えば特定の社会保険制度や特定の政策を要求しうるものではない。少なくとも差別と関連する限りでは、財産権の規定は社会権を保障する基礎となりうるものではあるものの、上のような観点か

99) *Öneryildiz*, *supra* note, 58, paras. 124-129.

100) *Dogan et autres c. Turquie*, 29 juin 2004, Rec. 2004-VI ; JCP G 2004, I, 161, n° 16-17, chron. F. Sudre.

101) その意味では、裁判所は第14条の差別禁止の原則に事実上の自立性を与えているようにも思われる。この点については後の議論を参照されたい。

なお、欧州社会憲章でも社会保障の権利（第12条）が規定されているものの、この条文に関する集団申立手続は行われていない。また、EC条約においては、人の自由な移動との関連で、労働者の保護について規定があるものの、国境を越えた事例のみが適用されるため、専ら一国内の事項についての適用がないことから、この分野での欧州人権条約の果たす役割は少なくないと思われる。

らすると、その保障にも一定の限界が存在すると言わざるを得ない。

②均衡性の原則

財産権をその基礎とした、社会権における差別の問題が裁判所によって判断されるようになったことは、財産権がその基礎として広く活用されていることを表す。しかしながら、その規範内容は無制限に拡張的なわけではない。財産権の規範内容としては、1982年の *Sporrong et Lönnroth* 対スウェーデン事件¹⁰²⁾ 内容が広く知られている。それによると財産権は①一般的な財産権の享有の原則（第1項第1文）、②財産剥奪の要件（第1項第2文）、③一般的利益その他の目的のために、法により財産権行使を規制する国家の権限（第2項）が規定されている。

社会権に関連する事例においてもこの点は同様であり、特に③の国家の権限の妥当性を検討するに際して、裁判所はそれらを正当な目的及び比例性の原則の観点から検討している。*Antonakopoulos* 事件及び *Azinas* 事件（前述）では、対象となった措置の合法性がまず審査され、その後に当該措置が社会の一般的利益と個人の権利との間で均衡を有しているかどうかの審査（比例性のテスト）がなされている。社会権に関する多くの事例では、比例性の原則の観点から、問題となった措置と目的との間の均衡を失しているとの判断が下されているものの、このテストによっては財産権の侵害に関する事例では自ずとその限界が生ずることになる。かくして、例えば様々な条件によって制約されているような場合には、第1議定書第1条に言う「財産」とはみなされない可能性もある¹⁰³⁾。

3 差別禁止の原則

繰り返しになるが、社会権に関連する裁判所の判例で重要な役割を有しているのが、第14条の差別禁止の原則であることは言うまでもない。ここで、第14条の適用に関して二点留意する必要がある。

第一には、第14条の適用範囲である。同条は以下のように規定する。

102) *Sporrong et Lönnroth c. Suède*, 23 septembre 1982, Série A. n° 52 ; GACEDH, n° 64. 門田孝「長期にわたる土地収用許可及び建物建設禁止と財産権（判例研究）」『広島法学』第27巻2号（2003年）、385-394頁。

103) *Sudre, supra* note 8, p. 532.

「この条約に定める権利及び自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、少数民族への所属、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。」(下線は筆者による)

自由権規約第26条¹⁰⁴⁾とは異なり、欧州人権条約における差別禁止の原則は独自の権利とはみなされておらず、よって条約に定める他の実体的権利における差別のみが問題となっている。社会権に関する事例においてその実体的規定として活用されているのが専ら第1議定書第1条であることは先に述べた通りである。裁判所の判例を概観すると、第1議定書第1条の適用可能性が認定されると、裁判所は財産権に関する違反の検討ではなく、差別の問題の検討を主に行っている(例: Koua Poirrez 事件)。

第二に、そのようにして適用される差別の認定方法である。条約の採択当初は、この条項は条約に定める実体的権利と併せて適用される補助的なものであると考えられていた。しかし判例は、ある実体規定がそれ自体では条約違反ではないとしても、第14条と併せて違反の可能性があること(例: Abdulaziz 対イギリス事件¹⁰⁵⁾)や、さらには適用可能な実体規定を認定した後には、実体規定の違反そのものを最初に検討せずに、第14条の観点から違反を認定する事例(例: Thilimenos 対ギリシャ事件、後述)まで発展を見せている。

社会権が欧州人条約の枠内で適用可能になるのは、まさにこの観点からであると言える。ただし、裁判所も認めているように、社会政策に関して締約国はある程度の裁量の余地を有しているものの¹⁰⁶⁾、かかる区別が、客観的で合理的な正

104) 自由権規約第26条は、以下のように規定する。

「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

105) *Abdulaziz c. Royaume-Uni*, 28 mai 1985, nos. 9214/80 ; 9473/81 ; 9474/81, Série A. n° 94.

ここで問題となったのは、外国人の国外退去であるが、裁判所は第8条の違反はないとしたものの、第14条の観点からの検討では、差別的取扱いがあったとして、第14条と第8条を併せた形で違反を認定している。

106) *eg., Gaygusuz, supra* note 76, para. 42.

当化事由を欠く場合には、第14条に言う差別であるとされる¹⁰⁷⁾。逆に言えば、差別かどうかを認定するに際して、問題となっている区別が、正当な目的を有しており、かつかかる目的との関係において均衡を有している（比例性の原則）場合には差別と認定されない。以下、事例ごとに個々検討する。

1) 国籍による差別

国籍による差別が検討されたのは、上に紹介したGaygusuz事件及びKoua Poirrez事件が挙げられる。裁判所は、専ら国籍による区別については、条約の精神と合致するためには、相当の説得力ある理由が提示されなければならないと、その枠組みを述べている¹⁰⁸⁾。その上で、どちらの事例においても、問題となった社会保障制度について、他の条件を満たした同等の条件の人々との比較において、専ら国籍のみを理由として支給を拒否したことが合理的な区別には該当しないとして、第14条と第1議定書第1条と併せて、国籍に基づく差別を認定している。

国籍による差別については、比較的厳格な審査がなされていると指摘できる。これは、規約人権委員会における個人通報制度でも同様に見られる事例である¹⁰⁹⁾。

2) 性別による差別

第6条1項と第14条を組み合わせた差別に関しては、前述のSchuler-Zgraggen対スイス事件を指摘できよう。第6条の適用に関して問題となったのは、訴訟手続における文書へのアクセスが十分に行えなかったことであるが、裁判所は当該事例において、事件が「民事上の争い」であることを認定し、第6条の適用可能性を認定した。かつ、当該訴訟が社会保険の減額を巡るものであり、その決定が男女差別に基づくとして第14条と併せて違反を認定した¹¹⁰⁾。

第1議定書第1条に関連した差別の事例としては、Van Raalte事件（前述）が家族手当の支払いに関して、同様の立場（45歳以上で子供のいない独身）にい

107) eg., *Koua Poirrez*, *supra* note 79, para. 46.

108) *Ibid.*, para. 46; *Luczak c. Pologne*, 27 novembre 2007, n° 77782/01, para. 48.

後者の事例は、フランス国籍を有する原告が、ポーランドにおいて農場を開いた際に外国人であることを理由に、農業者向けの健康保険基金（social security fund）への加入を拒まれたことが第14条違反であると認定された事例である。

109) cf., Communication No. 196/1985, *Ibrahim Gueye et autres c. France*, 3 avril 1989, RUDH 1989, 62.

110) *Schuler-Zgraggen*, *supra* note 20, para. 67.

る男性と女性の間で支払いの有無が異なることを第14条の差別であると認定している。寡婦年金の支給に関して Wills 事件も、同様の立場にある他の人々との関係において、一時金の支給に差別があったことは認めつつも、寡婦年金については支給対象となる年齢の条件を満たしていなかったことから違反なしと認定した。

しかしながら、社会保障における男女差別を国家の裁量（いわゆる「評価の余地理論」¹¹¹⁾）の観点から許容している事例も見受けられる。Petrovic 事件は、オーストリア国内法における出産休暇（congé parental）が男性に与えられないことを第8条及び第14条違反であると申立てたものであるが、裁判所はまず出産休暇が、女性の保護を目的としていることから、出産直後の夫と妻の役割が「同等の立場」にあるとはみなさなかった¹¹²⁾。当該分野における締約国の実行は多様であるとして、いわゆる「共通分母（dénominateur commun）」が、原告の子供の生まれた80年代末の時点では存在しなかったことを理由に、差別を認定しなかった¹¹³⁾。

第1議定書第1条との関連で性別に基づく差別を認定しなかった事例としては、Stec 事件¹¹⁴⁾が挙げられる。イギリスでは、長年にわたり労働に関連する事故に対して、給与を補填する趣旨として傷病手当（allocation pour diminution de la

111) 「評価の余地理論」とは、国家のとった措置が条約に合致するかどうかを判断する際に、国家の側にどのような措置を講ずるかについての「裁量の余地」を与えつつ、裁判所は条約の観点から、かかる措置の合法性や目的と手段の間の均衡性などの観点から検討を行うものである。

cf., van Dijk, van Hoof, *supra* note 39, pp. 583-606 ; Merrills, *supra* note 1, 151-176. 戸田、前掲論文（注8）、18-19頁；北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量」『法学新報』第88巻7・8号（1981年）、35-95頁；江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新たな発展」『明治大学大学院紀要』第29集（1992年）、55-73頁。

近年の事例を検討し、条文ごとの範囲の相違を検討したものとしては、例えば、Arai-Takahashi (Y.), *The Margin of Appreciation Doctrine and the Principle of Proportionality in the Jurisprudence of the ECHR*, Intersentia, 2002.

112) Petrovic, *supra* note 49, para. 36.

113) *Ibid.*, paras. 38-43. 問題となったオーストリア国内法はその後、1989年に改正され男女差別が撤廃されたが、対象が（改正法が効力を生ずる）1990年1月1日以降に生まれた子となったことから、原告の場合は子供が1989年2月27日生まれだったため、それによっても対象とならなかった（*Ibid.*, para. 15.）。

114) Stec, *supra* note 50.

rémunération ; reduced earnings allowance) が支給されてきた。90年代初頭よりイギリスでは年金改革が進められ、傷病手当もその対象となった。具体的には、傷病手当を受けている場合には退職年齢となると退職手当 (allocation de retraite ; retirement allowance) に切り替えられるというものであった。傷病手当の方が退職手当より金額が多かったこと、かつイギリスでは退職年齢が男性では65歳なのに対し、女性は60歳だったことから、第1議定書第1条及び第14条違反を申立てたのがこの事例である。

原告たちは、ECの指令¹¹⁵⁾でも男女同一の取扱いを求めているにも関わらず、退職年齢に相違があるのは性別に基づく差別であると主張し、国内裁判所に提訴した。その段階で上述のEC指令の解釈が問題となり、欧州司法裁判所へ事件が付託された¹¹⁶⁾。そこでは指令第7条1項a)に基づき、異なる制度の間の一貫性を保つ目的のためには、退職年齢に差異を設けることは客観的に必要なことであると判示されたため、欧州人権裁判所に提訴したのが本件である。

上のような経緯を辿って付託された本件において、問題となったのは退職手当への転換の是非ではなく、性別による退職年齢の差異の是非であった。この点に関して裁判所はまず「評価の余地理論」を援用して、かかる領域では締約国の方が状況をよりよく理解しており、一定の裁量があると判断する¹¹⁷⁾。そして欧州人権条約は社会福祉のシステムを義務づけるものではないものの、締約国がその

115) DIRECTIVE DU CONSEIL du 19 décembre 1978 relative à la mise en oeuvre progressive du principe de l'égalité de traitement entre hommes et femmes en matière de sécurité sociale (79/7/CEE).

その第1条は以下のように規定する。

La présente directive vise la mise en oeuvre progressive, dans le domaine de la sécurité sociale et autres éléments de protection sociale prévu à l'article 3, du principe de l'égalité de traitement entre hommes et femmes en matière de sécurité sociale, ci-après dénommé « principe de l'égalité de traitement ».

しかしながら、例外条項として第7条1項a)は以下のように規定する。

1. La présente directive ne fait pas obstacle à la faculté qu'ont les États membres d'exclure de son champ d'application:

a) la fixation de l'âge de la retraite pour l'octroi des pensions de vieillesse et de retraite et les conséquences pouvant en découler pour d'autres prestations;

116) Case No. C-196/98, *Hepple v Chief Adjudication Officer*, 23 May 2000, ECR I-3701.

117) *Stec*, *supra* note 50, paras. 51-52.

ようなシステムを国内法で設定した場合には、それが差別的に運用されてはならないと述べる¹¹⁸⁾。その上で裁判所は、二つの制度の切り替えの時期を退職年齢とすることは、行政コストや制度の一貫性の観点からも、締約国の裁量に属するものであり、正当な目的を有すると認めている¹¹⁹⁾。また、1990年代から年金改革が進められ男女の実質的な平等を確保するための措置が採られつつあるものの、欧州人権条約締約国の実行はこの点において多様なものであり、共通分母がないことから¹²⁰⁾、広く締約国の裁量が認められるとして、差別を認めなかった。

3) その他の差別

社会権に関するその他の差別要因としては、以下のものが挙げられる。

第9条(思想良心及び宗教の自由)との関連では *Thlimmenos* 対ギリシャ事件¹²¹⁾ が挙げられる。原告はエホバの証人の信者であることから、良心に基づき兵役を拒否したことから刑事罰を受けた。その後、原告は専門会計士 (*expert-comptable*) の試験を受験したものの、ギリシャ国内法では公的な職業に就く場合、有罪判決を受けた者はかかる職業に就けないことから、原告は成績上は専門会計士の資格を受けられるにも関わらず、リストへの登載を拒否された。

裁判所は、第14条が自由に職業に就く権利を保障するものではないとしつつも、専門会計士のリストへの登載拒否は、原告が良心を理由にして兵役を拒否し刑事罰を受けたことと密接に関連しており、かつ原告のような宗教的な理由に基づいて刑罰を受けた人間と、その他の人間とを同一に扱うことにより、異なる立場の人間を異なるように扱わなかったことが差別に該当するとし、ギリシャの条約違反を認定している¹²²⁾。

Sidabras 事件(前述)は、情報機関に在籍していたことを理由として、長期間にわたる公職追放の措置が第8条及び第14条の違反を構成するとして争われた事

118) *Ibid.*, para. 53.

119) *Ibid.*, paras. 56-59.

120) *Ibid.*, paras. 62-65.

121) *Thlimmenos c. Grèce*, 6 avril 2000 (Grande chambre), n° 34369/97, Rec. 2000-IV ; RTD civ., 2000, 434, chron. J.-P. Marguénaud.

122) 良心的兵役拒否者に対する事例は、欧州社会憲章でも第1条2項の文脈で扱われている(CSE, réclamation n° 8/2000, *Conseil quaker pour les affaires européennes c. Grèce*, décision sur le bien-fondé, 25 avril 2001.)。

例である。リトアニア政府は、1990年代のソ連からの独立や国家の基盤を確立する上で、当該措置は原告たちが情報機関に所属していたからではなく、情報機関に勤務していたことから、公務員として必要な国家に対する忠誠を欠いていると判断されるからであると主張した。裁判所は当該措置の合法性については、第8条2項で定める理由に照らしても正当なものであると判断した¹²³⁾。しかしながら、国家に対する忠誠が問題となるのであれば、民間セクターの主要な地位にまで及ぶ広範な追放措置はかかる目的であったとしても正当化できず¹²⁴⁾、かつ当該措置の及ぶ範囲が民間セクターも含めて広範なことと、対象となるKGB職員の範囲も曖昧であることから、均衡性を有していないとして¹²⁵⁾、第8条及び第14条違反を認定した。

住居に関する事例としての、Moldovan 他対ルーマニア事件¹²⁶⁾は、原告たちがジプシーであることが、家屋に対する侵害やその後の救済が得られなかった決定的な要素であるとして、他の実体規定の違反と併せて差別も認定されている。

V 結論

以上検討してきたように、欧州人権裁判所の判例は社会権をその対象に取り込みつつあることが指摘できる。それは、欧州人権条約が社会権を条文として完全に取り込んだものではないにしても、その適用範囲に社会権と密接に関連する部分が取り込まれていることによる。その意味では、第11条に明文で定められている団結権を除いては、判例の発展による間接的な保障という形ではあるが、社会権に関する欧州人権裁判所の判例の発展は、裁判所の有する影響力からも見逃せない一面を有している。

裁判所の判例の発展（あるいは、目的論的解釈による適用範囲の拡大）は、欧州人権条約に定める権利及び自由を理論上あるいは想像上のものではなく、具体的かつ実効的に保護しようとする裁判所の意志によるものである¹²⁷⁾。

123) *Sidabras*, *supra* note 46, paras. 53-55.

124) *Ibid.*, paras. 57-58.

125) *Ibid.*, paras. 59-61.

126) *Moldovan et autres*, *supra* note 63.

127) cf., *Airey*, *supra* note 3, para. 24.

かかる意志は、社会保障に関する訴訟を国内法上の分類とは別に「民事上の権利義務に関する争い」と解釈して、そこに広く第6条に定める手続的要請を与えることや、第8条にいう「私生活」「家族生活」あるいは「住居」という概念に社会的関連を持たせることで広く実効的な救済を与えること、そして第1議定書第1条に広い意味を与えることで、実質的に差別の問題を広く扱えるようにしたことなど、本稿で検討した事例に広く見られるものである。

最後に、第14条の差別禁止の原則との関連で一点指摘しなければならない。第14条の差別禁止の原則は、社会権に関する訴えにおいて重要な役割を果たしていることは、既に述べた通りである。この差別禁止の適用範囲を拡大するものとして、2000年に署名され、2005年4月から効力が発生した第12議定書の存在を指摘することができる¹²⁸⁾。

第12議定書は、その第1条において、以下のように規定する。

1 法により定められるいかなる権利の享受も、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的又は社会的出身、少数民族への所属、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。

2 何人も、公の当局により1に定めるようないかなる理由によっても差別されてはならない。

第12議定書は、一般的な差別禁止を、自由権規約第26条と同様に独立した権利として認めたものと解することができる¹²⁹⁾。これにより、欧州人権裁判所は、差別の問題に関して広い権限を有することになる。これは、欧州社会憲章が国内おける同憲章の不適用につき集団申立制度を有するのと同様に、国内法に基づく差別について、欧州人権裁判所へ個人が提訴することが可能になるものと思われる。

社会権に関しては欧州社会憲章が第一義的にその任を負っているものの、欧州

128) Gonzalez (G.), « Le Protocole additionnel n° 12 à la Convention européenne des droits de l'homme portant interdiction générale de discriminer », RFDA 2002, 113; 徳川信治「欧州人権条約第一二議定書の成立」『立命館法学』第271・272号(2000年)、1209-1241頁。

現在のところ第12議定書に依拠した申立が裁判所によって判断された事例は見受けられない。

人権裁判所も欧州社会憲章の解釈に依拠したり¹³⁰⁾、その逆の現象¹³¹⁾も見られる。ヨーロッパにおける自由な人の移動に関連する限りにおいても、EUとの関連も見られるようになっており¹³²⁾、欧州における社会権の保障には、重層的な構造が見られるようになってきている。

第12議定書の発効により、欧州人権裁判所はより積極的に社会権に関する事例を判断する権限を与えられたことになるが、裁判所の判例を概観すると、締約国における実行がどれだけ均一に見られるか、すなわち「共通分母」の大きさをその権限行使の基準にしているように思われる（いわゆる「評価の余地理論」）。Stec事件において見られたように、締約国に一定の措置を促すことはあるとしても、そのような場合には締約国の裁量に任せていることからしても、裁判所は自らのそのような役割については慎重な態度を取っている。

いずれにしても、欧州における社会権の保障は、3つの実施機関（欧州人権裁判所、欧州社会権委員会、欧州司法裁判所）の相互連関によってなされていることは言うまでもないことであり、今後もそこを中心として社会権の司法的措置あるいは準司法的措置への包摂が見られるものと思われる。

129) 規約人権委員会が、社会保障や年金に関する個人通報を、第26条の枠内で検討していることは、つとに知られていることである。

Communication No. 172/1984, *S.W. M. Broeks c. Pays-Bas*, 9 avril 1987（日本語訳は宮崎繁樹他編著『国際人権規約先例集（第2集）』（東信堂、1995年）351-371頁所収。）；

Communication No. 196/1985, *Ibrabima Gueye et autres c. France*, *supra* note 109.

cf., Nowak, *supra* note, 13, pp. 604-605. ただしNowakは自由権規約第26条が欧州人権条約第14条（及び第12議定書）の対象とする「差別禁止」よりも広範な「法の下での平等」を規定するものであることを強調している（*Ibid.*, pp. 627-628.）。

130) cf., *Sidabras*, *supra* note 46.

131) cf., CSE, réclamation n° 8/2000, *supra* note 48.

132) *Koua Poirrez*, *supra* note 80 ; *Stec*, *supra* note 50.